

(総則)

MediaStation DleamLetter (以下、当社という) と依頼者 (以下、顧客という) との間で契約を交わす際は、以下の内容を熟読し相互で了承した上で成立するものとする。

第 1 条 (作成依頼の方法)

顧客は当社に対しメディア等の作成依頼をする場合は、当社ホームページ (以下、HP とする) 及びその他 SNS 等に記載されているメールアドレス及び郵送等の手段を用いて依頼するものとする。

第 2 条 (見積り及び作成費用)

作成等で発生する作成費用については、当社 HP に明記されている金額に準ずるものとする。その他オプション等についても同一とする。

顧客は、見積りが必要な場合は当社に請求し金額を確認できるものとする。

総作成時間も費用の一部として計算され、基準は顧客の居住する県の最低賃金を計算の基準とする。

第 3 条 (依頼方法)

動画作成及び HP 作成・修正等の作成依頼方法は、当社指定メールアドレス・LINE 等の SNS を介して写真等のやり取りをするものとする。USB メモリや DVD ディスク等を郵送等でやり取りする場合は、発生する送料等は顧客が負担するものとし、メール等でやりとりする場合は、その際に発生する通信料等を当社は顧客に請求しないものとする。

第 4 条 (契約締結)

当社と顧客が契約を締結する場合は、顧客が当社指定口座に着手金 (見積額の 50%) を入金し、当社で入金を確認できた時点で契約を締結したものとする。入金の際の振込手数料は顧客負担とする。

残金の 50% は依頼が完了し、当社が商品を納品し顧客が確認・了承した時点で入金するものとする。(第 9 条)

第 5 条 (作成開始)

着手金の入金確認後、当社は作成作業に着手するものとする。

第 6 条 (作成完了)

作成が完了した時は、当社は速やかに顧客に作成完了通知を送付することとする。成果物の確認は、下記を参照とし、WEB 等を通じて顧客が確認するものとする。

①HP 作成依頼

HP の URL を顧客に送付し、顧客は WEB 上で内容を確認する。

②動画作成依頼

透かし文字入りの動画を WEB 上に限定公開でアップし、動画の URL を顧客に送付し顧客は WEB 上で確認するものとする。

③DVD コピー等

DVD コピー等は顧客が確認できないため、当社で内容をマスターディスクとコピー済ディスクを二重にチェックし顧客に報告するものとする。

第 7 条 (確認・了承)

顧客が成果物の確認をして了承した時は当社指定メールアドレス宛に了承した旨の「確認了承メール」を速やかに送信しなければならない。

第 8 条 (成果物の修正)

成果物の内容が顧客のイメージと相違する場合は、顧客は何度でも当社に修正依頼ができるものとする。

第 9 条 (残金の入金)

顧客は成果物を確認し依頼完了を了承した場合は、当社宛の確認了承メール送付日より 1 週間以内に着手金を入金した当社指定口座に残金の 50%を入金しなければならない。入金の際の振込手数料は顧客負担とする。

第 10 条 (契約終了)

当社にて残金の入金確認がとれた時点で契約終了とする。契約終了の際は、当社より契約終了メールを顧客に送付するものとする。

契約終了メールと同時に作成依頼物の引き渡しを行うものとする。(引き渡し方法は下記参照)

①HP 作成依頼

HP 編集用 ID とパスワードをメールにて顧客に送付する。

②動画作成依頼

動画を MP4 形式で USB に保存し顧客指定住所に着払いにて送付、又は WEB 上にアップし動画の URL を送付する。

③DVD コピー等

DVD コピー等は当社で内容をマスターディスクとコピー済ディスクを二重にチェックし顧客指定住所に着払いにて送付する。

第 11 条（領収書の発行）

顧客は、領収書の発行が必要な場合は当社に領収書の発行を依頼するのとする。発行方法はメールで送付（PDF にて作成）又は郵送で送付のどちらか 1 通のみの送付とする。

第 12 条（割引）

顧客が当社の LINE 公式アカウントに友だち登録しており、当社より送信された割引コードを所持している場合は、作成依頼時に割引コードを持参している旨を当社に申告し割引されるものとする。

また、契約が終了するまでの間に発行された割引コードも割引対象とする。割引率の違う割引コードを複数所持している場合は、割引率の高い割引コード 1 つを割引対象とする。

但し、以下の場合の割引コードの使用は一切無効とする。

- ①有効期限の過ぎた割引コード
- ②契約終了後の割引コードの使用申告
- ③契約終了後に当社の LINE 公式アカウントより送信された割引コードの使用

第 13 条（個人情報保護）

当社は、第 3 条で顧客より預かった動画及び写真等のメディアを契約終了後に責任をもって消去するものとする。消去後は顧客に消去した旨をメールにて報告するものとする。

また、顧客の意思により消去せずに当社にて保存・保管する場合は、「個人情報等保管・保存依頼書」を当社に提出することにより保存・保管しておくことも可能とする。

第 14 条（依頼完了後の残金未入金時の対応）

第 9 条において、顧客が成果物を確認し依頼完了を了承したにもかかわらず 1 週間以内に当社で入金の確認ができない場合、当社は作成した HP については入金確認がとれるまでの間、一時閉鎖及び削除、当社で作成済の HP の修正依頼の場合も同様の措置がとれるものとする。動画作成においても、動画の削除及び引き渡しの延期ができるものとする。また、当社は顧客に対して、引き渡し完了していない場合でも作成費用等を請求できるものとする。

この総則は令和 3 年 4 月 1 日より適用する。

MediaStation DreamLetter
代表取締役 Makoto Tanaka